



個別案件(専門家)

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)基礎教育強化 (英)Basic Education Advisor
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	基礎教育の質強化プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	基礎教育の充実
プロジェクトサイト	テグシガルパ
署名日(実施合意)	2006年08月22日
協力期間	2007年10月01日 ~ 2009年09月30日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Secretariat of Education

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス国はEFA-FTI対象国となっており、教育省が2001年より各種の教育改革に着手している。しかしながら、就学率は91% (2004年統計)と比較的高いものの、落第や退学により規定年数(6年間)での初等教育修了率は未だ4割に届かず、人的資源の向上を目指した基礎教育の充実が喫緊の課題となっている。こうした課題に対し、日本を含む援助関係機関は2003年にEFA支援に関するMOUに署名し、援助協調のもと効率的な援助実施を志向している。

このような援助協調の流れを受け、日本はEFA支援を協力の中心に据えたプログラムを策定し、高い退学率、落第率の主要原因の1つと考えられている算数科における教師の指導力向上を目指した技術プロジェクトの他、協力隊のチーム派遣による基礎教育総合強化モデルプロジェクトII(PROEPA)の実施等を通じた協力を実施中である。

教育を取り巻く要因は多種多様であり、一面的な支援だけでは最終目標である人的資源の開発にその成果を求めるのは難しく、主要な要因への総合的対処が求められることから、上記のとおり日本もプログラムアプローチをとっているが、教員研修、カリキュラム開発、教材整備、学校運営改善等総合的アプローチを有効且つ効率的に進めていくためには、プログラムを構成する各コンポーネントについての総合調整および援助機関、ホンジュラス国政府との交渉の窓口として、教育分野の経験を有する専門家の存在が不可欠となっている。

当国では1998年のハリケーンミッチ以降、2000年にPRSPが策定されたこともあり援助協調の動きが活発になっている。教育セクターにおいてもドナー会合が組織され、頻繁に会合が開催される等、被援助国対ドナーというパイの関係だけでは教育案件の策定実施評価はもはや不可能となっている。2003年10月にはEFA-FTIに係る一般枠組みMOUに日本も署名を行った他、別途ブルーファンドMOUも署名されており、政府としても教育分野におけるサブセクターSWAPsの推進を図っている状況にあるため、政策アドバイザー型専門家の継続派遣がホンジュラス政府より要請された。

上位目標 我が国の対ホンジュラス「基礎教育強化プログラム」が、ホンジュラスEFA-FTI計画の目標達成(2015年までの初等教育完全就学)に貢献する。

プロジェクト目標 我が国の対ホンジュラス「基礎教育強化プログラム」が、教育省政策ならびに他ドナー援助活動との整合性をもって計画・運営される。

成果	・プログラムの計画・運営に関し、ホンジュラス側関係機関に適切な助言がなされ、これら機関の教育行政・施策実施能力が強化される。 ・日本の教育分野の対ホンジュラス協力が同国の政策(EFA-FTI計画)に則った支援であることが、ホンジュラス政府関係者及び他ドナー機関に的確に認識され、同分野の支援における日本のプレゼンスが高まる。 ・教育省をはじめとする当国教育関係機関、教育関係ドナー機関、市民社会(NGO等)と日本の教育分野支援との調整、及び現地ODAタスクフォースメンバー等、日本側の教育セクター関係者間の連携・協力が円滑に図られ、プログラムが適切に実施される。 ・プログラムのもと実施される各種ボランティア事業がプログラムの目標に貢献する形で適切に実施運営される。 ・ホンジュラス国の教育政策、他ドナーの援助動向、並びに日本の援助政策等を踏まえ、必要に応じプログラムの改善・改訂が行われる。
活動	・教育省、国立教育大学に対してセクタープラン・EFA-FTI等に関する助言を行う。 ・ドナー会合への参加、ホンジュラス政府関係者との協議等を通じ、援助協調のもとでプログラムを推進するために必要な情報収集・分析・発信を行う。 ・日本の対ホンジュラスEFA-FTI支援全般に係る現地ODAタスクフォースメンバー等日本側関係者へ助言を行い、プログラムの総合調整を行う。 ・プログラム構成案件の関係者に対し、事業マネジメント(計画策定・実施・評価)に関する技術的助言を行う。特にボランティア事業に関しては、ボランティアの特性に配慮しつつプログラムの目標に貢献する形で実施運営がなされるよう、日本側関係者に対し具体的運営方針を含めた助言を行うとともに、ホンジュラス側関係機関(教育省担当部局等)との調整を行う。 ・上記を踏まえ、必要に応じプログラムの改善・改訂案を作成し、同案に関するホンジュラス政府、日本側関係者、他ドナーとの協議を行う。
投入	
日本側投入	・長期専門家 1名 ・在外事業強化費(出張経費、ローカルコンサルタント雇用経費等)
相手国側投入	・C/P配置(教育省技術次官) ・執務室の提供
外部条件	基礎教育サブセクターに関する教育省の政策が変更されない。
実施体制	
(1)現地実施体制	ローカルコンサルタント1名を雇用し、教育省との折衝、他ドナー情報収集等の補佐として活用。
(2)国内支援体制	課題アドバイザー
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・技術協力プロジェクト(算数指導力向上プロジェクトフェーズII) ・JOCV派遣(算数大好きボランティア、基礎教育総合強化モデルプロジェクトフェーズII) ・草の根無償(学校インフラ整備) ・ノンプロ見返り資金(学校インフラ整備、算数教材全国配布)
(2)他ドナー等の援助活動	・スウェーデンSIDA、カナダCIDA:算数指導力向上プロジェクト成果品である教材の印刷配布 ・アメリカUSAID:MIDEHプロジェクトにより教育スタンダードを開発 ・スペインAECI、世界銀行、IDBと教員研修実施において協力



技術協力プロジェクト

2010年04月05日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)算数指導力向上プロジェクト
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	
分野課題3	
プログラム名	ホンジュラス その他プログラム
プロジェクトサイト	テグシガルパ(首都)、オコテペケ県、コロン県、エル・パライス県、バジェ県、コマヤグア県
署名日(実施合意)	2003年03月10日
協力期間	2003年04月01日 ～ 2006年03月31日
相手国機関名	(和)教育省、国立教育大学
日本側協力機関名	文部科学省

プロジェクト概要

背景	ホンジュラス国は現在「2015年までに、男女すべての就学年齢児について、6年間の初等教育の完全普及と修了を達成する」という目標を掲げ、多くのドナーの支援を得て、さまざまな取り組みを行っている。初等教育の現状をみると、純就学率は95%(2000年)と高く男女格差もほとんどないことから、児童の学校教育へのアクセスが改善され、教育の普及が進んでいる様子がうかがえる。一方、修了率は68.5%(2000年)と低く、教育の質的な側面において十分な改善がなされていない状況が推察される。さらに初等教育修了者のうち、正規の6年間で教育課程を修了できたものは31.9%であり、中退と留年が現在のホンジュラス国における主要な教育開発上の課題となっている。ホンジュラス国における留年のおもな原因は国語(スペイン語)と算数の成績不振である。また、現職教員の資質が低いことが問題としてあげられている。ホンジュラス国政府は「国家再建計画」の柱の一つである「教育再建計画」に基づき、教員養成・再研修システムの改革に取り組んでおり、現在、国立教育大学を中心として「現職教員研修プログラム」を1998年8月から開始している。日本政府はホンジュラス国に対し、これまで12年間にわたり算数分野の協力隊を派遣し(関連隊員派遣数累積60名)、現職教員研修のための協力を実施してきた。こうした実績が評価され、今般ホンジュラス国政府より「現職教員研修プログラム」のうち、児童の留年率がもっとも高い科目の1つである算数について我が国に協力が要請された。具体的な要請の内容としては、算数の教員継続研修の改善・実施、算数国定教科書教師用指導書、児童用作業帳の作成、児童用標準学力テストを使用した教育評価方法の整備である。本プロジェクトでは、技術協力プロジェクトとボランティア事業の連携のもと、現職教員の算数指導力の向上を目的として、1年生から6年生までの教師用指導書・児童用作業帳を開発するとともに、「現職教員研修プログラム」を通じ、これら成果品を活用して算数の現職教員研修の改善を図るものである。
上位目標	プロジェクトの成果が普及し、対象5県以外でも初等教育において教員の算数指導力が向上する。
プロジェクト目標	指導書等の活用により、エル・パライス県、コロン県、オコテペケ県、バジェ県、コマヤグア県における初等教育の第1課程(1-3学年)と第2課程(4-6学年)の現職教員の算数指導力が向上する。
成果	(1)初等教育における教師用指導書が開発される。 (2)初等教育における算数児童用作業帳が開発される。 (3)5県において研修を受けた教員が算数国定教科書教師用指導書に沿った授業を行えるよ

	うになる。 (4) (1)～(3)の活動を通じカウンターパートの能力が向上する。
活動	(1)-1 初等教育における教師用指導書の試案を作成する。(1)-2 教師用指導書試案を算数科授業で試用する。(1)-3 試用状況をモニタリングする。(1)-4 モニタリング結果を教師用指導書にフィードバックする。(1)-5 教師用指導書試案を完成させる。(2)-1 初等教育における算数児童用作業帳試案を作成する。(2)-2 算数児童用作業帳試案を算数の授業で試用する。(2)-3 試用状況をモニタリングする。(2)-4 モニタリング結果を算数児童用作業帳にフィードバックする。(2)-5 算数児童用作業帳試案を完成させる。 (3)-1 算数教員研修のための研修計画をたてる。(3)-2 作成した教師用指導書・児童用作業帳を活用し、5県において教育大学PFCに則り研修を実施する。(3)-3 算数教員用学力・指導力テストを作成・実施する。(3)-4 算数授業評価分析シートを作成する。(3)-5 算数の授業評価を実施する。(3)-6 児童用学力テストを作成・実施する。 (4)-1 (1)～(3)の活動を通じ、カウンターパートに知識・技術を移転する。(4)-2 教育関係者を対象としたセミナー等の開催を通じ、経験をシェアする。
投入	
日本側投入	(1)長期専門家2名／年(チーフアドバイザー、算数教育) (2)短期専門家2名～3名／年(算数指導、教材作成、授業評価) (3)青年海外協力隊員・シニア海外ボランティアあるいは青年海外協力隊シニア隊員 約13名／年 (4)研修員受入3名／年(教育行政、教員研修、算数教育)
相手国側投入	(5)現地業務費(ローカルコンサルタントの活用、基盤整備、通信連絡費等) (6)機材供与(巡回用車両、コンピューター、プロジェクター、PCソフト等) (1)カウンターパートの配置: プロジェクトディレクター(教育省次官)、サブディレクター(国立教育大学学長)、コーディネーター(国立教育研究研修所(INICE)所長)、その他対象県教育省県事務、地域事務所より13名ほか。 (2)ローカルコスト負担(予定額): 現職教員研修、学力テスト等の実施にかかる経費等。511,650レンピーラ(2003年度)、552,900レンピーラ(2004年度)、624,460レンピーラ(2005年度)【1US\$=17レンピーラ】
外部条件	(3)施設等: 教育省における専門家執務場所の提供 (4)その他: 機材等に対する免税措置 (1)子どもの欠席が増えない。 (2)政府の定めた教員研修システムが円滑に実施される。 (3)プロジェクト期間中カウンターパートが変更しない。 (4)授業実施を妨げる大規模なストや集会などが行われない。
実施体制	
(1)現地実施体制	現地実施機関: 教育省、国立教育大学
(2)国内支援体制	国内協力機関: 文部科学省等
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1988年度に基礎教育支援として国立教育研究研修所(INICE)が無償資金協力援助にて建設された。なお1980年代から現在に至るまで100名の協力隊が基礎教育分野に派遣されており、主に算数教育分野(隊員派遣人数累積60名)における日本の技術協力に対する評価は高い。
(2)他ドナー等の援助活動	世銀、USAID、GTZ等により、基礎教育の教材開発や現職教職員研修等の事業が実施されている。



草の根技協(パートナー型)

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 中国国際センター

案件概要表

案件名	(和)エルパライソ県母子保健向上支援事業 (英)Improvement of Maternal and Child Health in El Paraiso
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	ホンジュラス国 エルパライソ県(ダンリ市・トロヘス市・エルパライソ市)
署名日(実施合意)	2007年07月31日
協力期間	2007年08月10日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)ホンジュラス保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health

プロジェクト概要

背景 ホンジュラスは、中南米の最貧国の一つに挙げられ、人口の49%が最貧困層である。保健指標も低水準であり、中でも社会的に弱い立場にある母子が影響を受けており、これが高い妊産婦死亡率(110:出生10万対)と乳児死亡率(30:出生1,000対)として現れている。こうした母子保健の現状の背景には、家庭分娩率の高さ、家庭分娩を介助する保健関係者の技術不足、レファラルシステムの不備などが挙げられる。全国平均では、約40%が家庭分娩であるが、事業対象地であるエルパライソ県を含む地域では、それが60%に上る。妊産婦死亡の70%は家庭分娩に関連して起こっており、主な原因は出血、敗血症、高血圧などとなっている。これに対し同国政府は、2001年に策定したPRSPにおいて、「2015年までに妊産婦死亡率を147人から73人へと半減する」という目標を掲げている。JICAホンジュラス事務所においても、「保健医療サービスへのアクセス向上」を重点分野の一つとし、母子保健分野の事業にも注力している。こうした状況に鑑み、本事業は、エルパライソ県の特にアクセスが困難な遠隔農村地域における母子保健サービスの向上を目的とする活動を展開する。

上位目標 同国保健省により、事業成果が他地域への波及モデルとして認識される。

プロジェクト目標 事業対象地域における村落を基点とした母子保健サービスへのアクセスが向上する。

成果 1.地域保健医療機関の提供する母子保健サービス技術が向上する。
2.伝統的助産婦(TBA:Traditional Birth Attendance)の能力およびサービス提供環境が整う。
3.対象村においてFCM(コミュニティ薬局)が機能する。
4.保健医療機関と地域間の母子保健に関するコミュニケーションが強化される。

活動 1-1対象機関スタッフの現状調査とニーズアセスメントを行う
1-2調査結果をもとに研修を実施する
1-3調査結果をもとに器具を提供する
1-4保健医療スタッフの活動状況、器具の利用状況をモニタリングする

2-1TBA(伝統的助産婦)の研修ニーズ調査を行う
 2-2ニーズ調査に基づいた研修内容を策定する
 2-3研修を開催し、必要器具を提供する
 2-4研修後の活動状況のモニタリング・評価を行なう
 3-1対象村ごとに効果的なFCM設置に関する住民会合を開催する
 3-2保健ボランティアに対しFCM研修を開催する
 3-3FCM設置に必要な医薬品等を供与する
 3-4FCM運営状況をモニタリングする
 4-1対象保健機関スタッフ、TBA、ヘルスボランティアによる母子保健向上のための会合の開催を支援する
 4-2上記会合において協議された妊婦・出産の報告、ヘルスセンターへのレファールについて改善策実施を支援する
 4-3上記活動に対する定期評価を行う

投入

日本側投入

人材
 プロジェクトマネージャー24M/M
 業務調整員18M/M
 国内調整員12M/M
 現地保健医療専門家30M/M
 地域保健活動・ロジスティック担当員30M/M
 研修推進員30M/M
 事務・会計担当員30M/M
 運転手27M/M

機材
 保健医療器具
 医薬品・医療消耗品

相手国側投入

人材
 保健医療従事者
 TBA
 地域保健ボランティア

外部条件

同国における治安状況が現状維持される。
 同政府のNGO政策が現状のまま維持される。
 保健省の地域母子保健制度に関する政策が大きく変更されない。

実施体制

(1)現地実施体制

エルパラインソ県保健局

(2)国内支援体制

AMDAホンジュラス事務所
 特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構(本部)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

現地国内研修「臨床看護教師養成」(母子保健改善)主に地方において看護教育に携わる人材の育成を目指して、地方を中心とした臨床看護教師育成のためのホンジュラス国内における研修コースを、2002年度より5年間の期間で実施した。

(2)他ドナー等の

援助活動

無し。



技術協力プロジェクト

本部主管案件

2010年04月05日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)第7保健地域リプロダクティブヘルス向上プロジェクト
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
プログラム名	ホンジュラス その他プログラム
プロジェクトサイト	第7保健地域(プロジェクト事務所:フティカルパ市)
署名日(実施合意)	2000年03月28日
協力期間	2000年04月01日 ~ 2005年03月31日
相手国機関名	(和)保健省(第7保健地域事務所、サン・フランシスコ病院(HRSF)、本省)
日本側協力機関名	厚生労働省(国立国際医療センター)、聖マリア病院、日本貿易振興会アジア経済研究所

プロジェクト概要

背景	ホンデュラス国の保健指標は、5歳未満児死亡率45対1000(1997)、出生児平均余命70歳(1997)とこの30年間で改善されたが、妊産婦死亡率が220対10万(1997)を記録するなど、中南米諸国の中では依然低い。「ホ」国政府は、保健セクターの既存資源を有効活用し保健サービスの改善を図るべく、我が国に「全国保健医療総合改善計画調査」を要請した。同調査は1995年1月より1996年8月まで実施され、地域モデル・ヘルス・プログラムとして、(1)都市型、(2)農村/都市貧困型、(3)総合開発型、の3つのモデルが提示された。これを受けて「ホ」国政府は「総合開発型」モデルの実現を図るべく、報告書においてモデル地域とされた第7保健地域におけるプロジェクト方式技術協力を要請した。同要請の内容は、(1)感染症・妊産婦疾患のコントロール、(2)暴力の減少、(3)生産年齢にある女性の非感染症の予防、の3点の達成を通じて第7保健地域における保健状況の向上を目指すものであり、広範囲に渡る活動の実施が想定される内容であった。その後1999年2月の事前調査、同6月～8月の短期調査を通じて、プロジェクトの対象をリプロダクティブヘルスに絞り込むことが合意された。
上位目標	第7保健地域においてリプロダクティブヘルスが改善される。
プロジェクト目標	第7保健地域において保健医療供給者が質の高いリプロダクティブヘルスサービスを提供する。
成果	期待される成果: 1. HRSF(サンフランシスコ病院)及びCMI(母子クリニック)において、女性に対する適切かつ時宜を得た治療がされる。2. HRSFにおいて、新生児ケアが改善される。3. CESAR(医師無し保健所)、CESAMO(医師有り保健所)、CMI及びHRSFにおいて、妊娠、出産、産後のリスク要因が早期に同定される。4. 患者の適切な治療のための必須薬品供給が保証される。5. 第7保健地域の臨床検査ネットワークにおける質の高いサービスの利用が保証される。6. 保健医療スタッフによるリプロダクティブヘルスのハイリスク発見のための(健康)教育が(患者へ)提供される。7. 青少年のためのカウンセリングサービスへのアクセスが改善する。8. 地区、地域、病院レベルにおいて、適切かつ時宜を得た意志決定がされる。9. 第7保健地域の異なるレベルにおいて、管理上の努力が最大限にされる。
活動	1-1 ハイリスクな出産例のリファラル(搬送)を適切かつタイムリーに行う等。2-1 新生児診療基準(マニュアル)に関して(保健医療)スタッフのトレーニングを実施する。2-2 分娩室から新生児室への搬送時の新生児ケアを相互に協力し、適切に行う等。3-1 リスク要因に関し、HRSF、CMI、CESAMO及びCESARの(保健医療)スタッフへのトレーニングを実施する等。4-1

適切な医薬品分配システムを確立する。4-2(医療施設間)ネットワークにおける医薬品(分配)プログラムのモニタリングモデルを明確化する等。5 [地域]5-1 クオリティーコントロールシステムを確立する。5-2 臨床検査ネットワークを構築する等。[病院]5-4 HRSFにおいて機能的な(検査の)質の管理システムを確立する。5-5 外来部門及び救急部門が臨床検査を合理的に使用するためのマニュアルを作成する等。6-1 第7保健地域におけるリプロダクティブヘルスのIEC計画を作成する。6-2産前・産後教育及び家族計画を強化する等。7-1 保健医療スタッフに対しカウンセリングに関する適切なトレーニングを実施する。7-2 HRSF、CMI及びCESAMOにおいて、青少年との地域サポートネットワークを形成する等。8-1 第7保健地域の異なる保健医療施設(UPS)から正確で適切なデータ(医療情報)を収集する等。9-1 持続的な監督システムを強化する。9-2 人的資源の開発を行う等。

投入

日本側投入

長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整、看護人材育成、地域看護、産婦人科、助産、医療情報システム)
短期専門家(新生児医療、新生児看護、カウンセリング、情報システム、社会開発、臨床検査、薬剤管理、公衆衛生とレファラル)
研修員受入(小児科、保健教育、運営管理、地域看護)

相手国側投入

機材供与(車輛、無線通信機材、視聴覚機材、コンピュータ、事務機器、医療機材)
要員: 第7保健地域事務所長(Project Director)、疫学(Project Manager、プロジェクト専任)、第7保健地域内各保健地区長、サンフランシスコ病院長、他第7保健地域事務所職員、他サンフランシスコ病院職員

外部条件

1. 人口の急激な増加が起こらない。
2. 保健政策が継続される。
3. 国際協力が継続される。
4. マスメディアがリプロダクティブヘルスのプロモーションにおいて重要な役割を担っている。

実施体制

(1)現地実施体制

保健省(第7保健地域事務所、サン・フランシスコ病院(HRSF)、本省)

(2)国内支援体制

厚生労働省(国立国際医療センター)、聖マリア病院、日本貿易振興会アジア経済研究所

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(1) 無償資金協力「地域中核病院医療整備計画」(1988年度) 第7保健地域の地域中核病院(サン・フランシスコ病院)は同協力により建設されたもの (2) 開発調査「全国保健医療総合開発計画」(1995～1996年度)

(2)他ドナー等の

援助活動

医療施設調査(PHR、OPS、BID)、保健情報システムプロジェクト(CDC)、母子クリニック改修計画(USAID)、母子クリニック建設計画(世銀)、サンフランシスコ病院改善計画(BID)、青少年カウンセリングサービス(EU)など第7保健地域で行われている他ドナーの活動との協調を積極的に行っている。

備考

平成17年度フォローアップ専門家派遣予定



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2 (英)Chagas Disease Control Project Phase 2
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービス改善プログラム
援助重点課題	地方開発
開発課題	保健医療システムの強化
プロジェクトサイト	インティブカ県、レンピラ県、コパン県、オコテペケ県、ヨロ県、コマヤグア県、エル・パラ イソ県、フランシスコ・モラサン県
署名日(実施合意)	2008年01月30日
協力期間	2008年03月15日 ~ 2011年03月14日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Secretariat of Health

プロジェクト概要

背景 シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病とされ、750万人以上の患者が
いると推定されている。中米では、感染者は人口の約9%、約244万人と推測されており、ホン
ジュラス国では、人口の約7%、約30万人もの人々が感染しているとされている。
シャーガス病予防は、マラリア熱、デング熱などの媒介虫感染症に比べて恒常的な成果を挙
げやすい。シャーガス病を媒介するサンガメは、現在のところ殺虫剤に対する感受性が強く、
また、近い将来耐性を発達させる可能性も低いとされている。したがって、①殺虫剤散布、②
住居の改善、③住民教育を通して消滅可能な病気であることが実証されている。実際に南米
のチリ、ウルグアイでは、感染の断絶が宣言されており、南米での成果を受け、中米7カ国(グ
アテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)及び米州
保健機構(PAHO/WHO)は、「2010年までに中米におけるシャーガス病の伝播を中断する」とい
う目標をあげて中米シャーガス病対策イニシアティブを開始した。この目標達成のため、毎年
「中米地域シャーガス病対策連絡会議」が開催され、各国の取り組みが評価されている。
JICAは、2000年より実施された対グアテマラ協力の経験を活かして、ホンジュラスにて技術
協力プロジェクト(2003年9月~2007年9月)を実施した。2007年5月にホンジュラスにおいて実
施した終了時評価では、対象4県のうち3県において、輸入種の分布率が0%に近づいており、
中米で初めて輸入種生息地において、新規感染者をゼロに抑えることに成功したことを確認し
た。また、パイロット地区では住民参加型監視システムを試行導入しており、保健省、保健衛
生技官、保健ボランティアからなる監視システムが構築されつつある。今後、同監視システム
の検証を更に重ね、パイロット地区での経験・知見を基に、保健省中央、県保健事務所、保健
所等が監視システムの運営に必要な能力を身につけ、戦略的に他地域へ普及させることを促
すべく、保健省関係者の能力強化を主眼とした本プロジェクト(フェーズ2)を実施するに至っ
た。

上位目標 ホンジュラスにおいて媒介虫によるシャーガス病の感染が大幅に減少する。

プロジェクト目標 対象県において、アタックフェーズの地域が拡大され、住民参加型疫学監視システム(以下、
監視システム)が確立される。

成果	1. 対象県（インティブカ県、レンピラ県、コパン県、オコテペケ県、ヨロ県、コマヤグア県、エル・パライス県、フランシスコ・モラサン県）において、Rp種のアタックフェーズが完了される。 2. インティブカ県、レンピラ県、コパン県、オコテペケ県において、Td種の媒介虫対策の範囲が家屋内生息率の高い区域に拡大される。 3. パイロット地区において監視システムが確立される。 4. 監視システムがパイロット地区以外のアタックフェーズの完了した優先区域に導入される。 5. プロジェクト対象県の間でシャーガス病対策に関する経験・知見が共有・交換される。
活動	1-1. 血清検査および昆虫学調査の実施により、Rp種対策の対象地域を決定する。 1-2. 調査結果に基づき、県レベルにおいて殺虫剤散布を計画し、啓発活動を含め実施する。 1-3. Rp種のアタックフェーズにおける活動のモニタリング・評価を行う。 2-1. Td種によるシャーガス病の感染中断に関する閾値を科学的に検討するため、複数のコミュニティにおいて、(i)16歳未満児の血清陽性率、(ii)家屋内生息率、(iii)原虫保有率の全数調査を実施する。 2-2. 血清検査および昆虫学調査の実施により、Td種の介入対象地域を決定する。 2-3. 調査結果に基づき、県レベルにおいて殺虫剤散布、啓発活動を計画し、実施する。 2-4. Td種のアタックフェーズにおける活動のモニタリング・評価を行う。 3-1. 監視システムの導入のためのパイロット地区を選定する。 3-2. パイロット地区において、監視システムに携わるステークホルダーの役割と責任を規定し、割り当てる。 3-3. 監視システムに携わるステークホルダーの研修を実施する。 4-1. 選定されたパイロット地区において、啓発活動を含めた監視システムを導入する。 3-5. 監視システムの業績モニタリング・評価手法を構築する。 3-6. 監視システムの業績をモニタリング・評価する。3-7. 業績モニタリング・評価の結果に基づいて研修を実施する。 4-1. パイロット地区で確立された監視システムを分析する。 4-2. 分析結果に基づいて、アタックフェーズの完了した優先区域におけるステークホルダーの種類、疫学・昆虫学・社会経済的特徴を勘案し、監視システムの導入計画を作成する。 4-3. 計画に基づいて監視システムを開始する。 5-1. プロジェクト対象県で得られた経験・知見に基づき、シャーガス病対策のパッケージ（例：実施ガイドライン、モニタリング・評価ツール、啓発・研修資料）を開発する。 5-2. プロジェクト対象県の間で経験・知見を共有・交換するためのワークショップを実施する。
投入	
日本側投入	1. 専門家派遣 ・長期専門家（チーフアドバイザー／運営管理、シャーガス病対策） ・短期専門家（モニタリング・評価、疫学分析、社会経済分析など） 2. 機材供与 ・車両、殺虫剤、ELISA用テストキット、簡易血清検査キット 3. 在外事業強化経費 ・研修・ワークショップ経費、教材作成費、運転手・アシスタント備上費
相手国側投入	1. 人材の投入 ・保健省職員（中央、県、県部、保健診療所／僻地保健所の各レベル） 2. 資機材 ・前プロジェクトで供与済みの機材（車両、殺虫剤噴霧器・スเปアパーツ等）、バイク、殺虫剤 3. 建物・施設 ・専門家執務スペース・駐車場 4. 必要経費 ・殺虫剤散布員謝礼（保健省がこの経費確保に責任をもつ）、保健省職員の出張旅費 ・車両・バイクの維持管理費・保険料・燃料代、プロジェクト事務所の運営費（電気代・水道代・通信費）
外部条件	1. 上位目標達成のための外部条件 ・中米シャーガス病対策イニシアチブ(IPCA)による、ホンジュラスに対する技術的・政策的な支援が継続する。 2. プロジェクト目標達成のための外部条件 ・シャーガス病対策が継続して保健省の優先事項となる。 3. 成果達成のための外部条件 ・（なし）
実施体制	
(1)現地実施体制	保健省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。 ①プロジェクト・ディレクター：保健省公衆衛生副大臣 ②プロジェクト・マネージャー：保健省保健プロモーション総局長 ③カウンターパート： - 保健省シャーガス病中央検査室長および職員 - 保健省国家シャーガス病プログラム責任者および職員 - 保健省県保健事務所疫学監視ユニット - 保健省県保健事務所長および環境衛生調整官(TSAコーディネーター) ④その他関係者： - 地方自治体、保健ボランティア、PAHO/WHO、カナダ国際開発庁(CIDA) - 非政府組織(NGO)、民間開発組織(PDO)
(2)国内支援体制	国内支援委員会が「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」 委員構成：疫学／情報管理(委員長)、地域保健／住民参加、昆虫学

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・青年海外協力隊(感染症対策隊員):2003年～ 県保健事務所等へ派遣中
- ・日本政府ノンプロ無償見返り資金(シヤーガス病対策住居改善支援):2003～
高リスク地域において、媒介虫対策をJICA・保健省、住居改善を社会投資基金が連
携して実施
- ・日本政府ノンプロ無償見返り資金(殺虫剤機材供与):2006-2008 US\$ 539,806
対策地域を中心に、アタックフェーズに必要な殺虫剤を保健省に供与。
- ・JICA(シヤーガス病対策プロジェクト):2003年より西部4県にて支援を開始、2007年9月
に終了。

(2)他ドナー等の

援助活動

- ・WHO(PDM活動2-1のサシガメ屋内生息率の閾値同定に関する継続的技術支援)
- ・CIDA(シヤーガス病対策プログラム支援):2003～2007年
- ・CIDA(シヤーガス病対策プログラム支援):2009～2015年(予定)
- ・PAHO(シヤーガス病対策に関する継続的技術支援)
- ・World Vision(サンフランシスコ・デ・オパラカ市対策):2002～2006年
- ・米州開発銀行(IDB)、日本貧困削減資金(JPO)(ラパス県対策支援):2006～2009年
- ・CARE International(ラパス県対策支援):2006～2009年 JPO資金による対策実施
- ・ホンジュラス社会投資基金(FHIS)／中米経済投資銀行(BCIE)(住居改善):予定

備考

前プロジェクト(フェーズ1)において、「広域プロジェクト運営」専門家が担ってきた域内
連携の機能の一 部は、本プロジェクトの「チーフアドバイザー／運営管理」専門家
に引き継ぐ。同専門家は中米域内の他国で実施するJICAプロジェクト間の連携調整を
図り、JICAプロジェクトを通じた知見・経験の広域レベルでの共有を促進する。ま
た、PAHOホンジュラス事務所との窓口機能も担い、JICAとPAHO間の連携促進を図る。



技術協力プロジェクト

2010年04月10日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)シャーガス病対策プロジェクト
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
プログラム名	ホンジュラス その他プログラム
プロジェクトサイト	コパン、レンピーラ、インティブカ、オコテペケ
署名日(実施合意)	2003年09月02日
協力期間	2003年09月02日 ~ 2007年09月01日
相手国機関名	(和)厚生省

プロジェクト概要

背景

シャーガス病は貧困層の疾病とも言われる。土壁や藁葺き屋根でできた家に住むサシガメは吸血中に排便し、糞便の中にいる原虫トリパノソーマが人の粘膜や掻いた傷口等から体内に侵入する。急性期には治療薬があるが、慢性期になると治療法がなく、心臓疾患等で感染後10～20年後に死亡する。慢性期になると死を待つしかない深刻な病気である。

中南米ではマラリアに次いで深刻な熱帯病とされ、2千万人以上の患者がいると推定されている。中米では、感染者は人口の約9%、約244万人と推測されており、ホンジュラス国では、人口の約7%、約30万人もの人々が感染しているとされている。

シャーガス病予防は、マラリア熱、デング熱等他の媒介虫感染症に比べて恒常的な成果を挙げやすい。シャーガス病を媒介するサシガメは、現在のところ殺虫剤に対する感受性が強く、また、近い将来耐性を発達させる可能性も低いとされている。したがって、①殺虫剤散布、②住居の改善、③住民教育を通して消滅可能な病気であることが実証されている。実際に南米のチリ、ウルグアイでは、感染の断絶が宣言されており、南米での成果を受け、中米7カ国(グアテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)及び汎米保健機構(世界保健機構アメリカ地域事務局(PAHO/WHO))は、「2010年までに中米におけるシャーガス病の伝搬を中断する。」という目標をあげて中米シャーガス病対策イニシアティブを開始した。この目標達成のため、毎年「中米地域シャーガス病対策連絡会議」が開催され、各国の取り組みが評価されている。

JICAは、グアテマラにおいて、2000年1月より、個別専門家、JOCV、医療特別機材供与を組み合わせた形でシャーガス病対策への協力を開始した。そしてこの活動の成果を国内他地域へ展開すべく、技術協力プロジェクト(2002年7月～2005年7月)を実施し、対策地域におけるサシガメ生息率の減少に大きく貢献した。ホンジュラスでは、上記グアテマラの経験を活かして形成された技術協力プロジェクトを2003年9月より実施している。

上位目標 2010年までにホンジュラスにおいてシャーガス病の伝搬が中断する。[指標] 血清調査による新患者数および媒介虫生息家屋率(数値についてはPAHO/WHOの方針による) <スーパーゴール> 2010年までに中米においてシャーガス病の伝搬が中断する。(PAHO/WHOが表明している目標)

プロジェクト目標 2007年までにプロジェクト対象4県において、媒介虫によるシャーガス病の伝搬が中断する。

成果 4県においてR.prolixus(Rp)消滅が消滅する。4県においてT.dimidiata(Td)が減少する。住民参加型の監視体制が確立される シャーガス病対策にかかる情報伝達体制が確立される

活動 1 4県においてR.prolixus(Rp)消滅が消滅する。①4県におけるシャーガス病の疫学調査の実施 ②4県におけるRpの昆虫学的調査の実施 ③サシガメが生息する家屋への殺虫剤散布活

動の実施 ④散布後の状況について疫学的・昆虫学的調査の実施 ⑤地域、NGO、他ドナーと連携した住居改善の啓蒙活動の実施

2 4県においてT.dimidiata(Td)が減少する。①4県におけるシャーガス病の疫学調査の実施 ②4県におけるTdの昆虫学的調査の実施 ③Td減少に向けた戦略の策定 ④Tdが生息する村への殺虫剤散布活動の実施 ⑤散布後の状況について疫学的・昆虫学的調査の実施 ⑥地域、NGO、他ドナーと連携した住居改善の啓蒙活動の実施

3 住民参加型の監視体制が確立される ①住民参加型監視体制のためのマニュアル、資料の作成 ②住民に対する啓蒙活動の実施 ③各保健管区にて住民による監視体制の確立

4 シャーガス病対策にかかる情報伝達体制が確立される ①情報伝達フォームの作成 ②地域保健管区から保健省中央に対する情報連絡体制の整備 ③保健省中央での情報連絡体制の整備

5 サンガメ生息地で14歳未満の陽性者がいなくなる(陰性になる) ①ホンジュラス側の取組により、14歳未満の陽性者に対し治療を行う ②治療後12～18ヶ月の間に再試験を行う

投入

日本側投入

専門家派遣:

長期 2名(計画管理、域内協力) 48 M/M

短期 年間2-3名(計画・評価、昆虫学、社会調査等)各2カ月 24 M/M

研修員受入れ:年間1-2名(昆虫学、熱帯病等)

第三国専門家:年間2-3名 6 M/M

相手国側投入

機材供与:(殺虫剤、噴霧器、車両、コンピューター等)

カウンターパートの配置:厚生省中央レベル2名、保健管区レベル15名 計17名

臨時雇用:殺虫剤散布作業員64名 機材:治療薬、試薬、噴霧器、車両、殺虫剤等

施設:保健省昆虫ラボ、専門家・青年海外協力隊活動執務室、機材管理用倉庫等の提供

ローカルコスト:運営管理費等

その他:車輛管理費(保険含む)、免税処置

外部条件

① 他の疾病・感染症の深刻な蔓延により、保健省のシャーガス病対策の優先順位が下がる可能性がある。

② 全ての血液銀行でスクリーニング調査が実施される。

実施体制

(2)国内支援体制

中米シャーガス病対策国内委員会



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)西部地域・開発能力強化プロジェクト (英)Development Capacity Building in the Western Region of Honduras
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	農村開発プログラム
援助重点課題	地域開発
開発課題	持続的地域開発
プロジェクトサイト	西部地域イギー市連合会及び構成市(コパン県、オコテペケ県、レンピーラ県)
署名日(実施合意)	2006年06月30日
協力期間	2006年09月01日 ~ 2010年10月31日
相手国機関名	(和)社会投資基金(FHIS)、イギー市連合会及び構成市
相手国機関名	(英)FHIS

プロジェクト概要

背景 ホンジュラス国(以下「ホ」国)の貧困地域に存在する市のほとんどは、人口が3千人から1万人に満たない小規模自治体であり、優秀な人材の不足、税収基盤の脆弱さと財政規模の小ささから、住民に対する必要最小限の行政サービスも十分に提供できない状況である。こうした人材面、財政面における自治体の能力不足を解決する一方策として、市(Municipio:自治体の単位)が複数集まって市連合会(Mancomunidad)を形成しており、これは「ホ」国地方自治体法でも奨励されている。市の開発行政は市連合会の支援ユニット(UTIM)が技術的に支援することになっているが、市連合会、支援ユニット共に案件実施能力が弱く、能力強化が必要となっている。また、「ホ」国では、特に農村部の住民においては、「開発は自分たちの力では難しく、自治体を含む政府がやらなければ何もできない」との諦念が蔓延していることから、自らの関与で開発を進めることを可能とするエンパワメント支援も必要である。さらに、地域住民と市政府とを繋ぐ体制は、住民参加型CODEM(市町村開発委員会)という形で形成されているものの、同委員会の導入から日が浅く、ほとんどの市で機能していない状態である。

このような状況の中、2003年2月から3月にかけてJICAホンジュラス事務所はUNDPと共催して、ホ国の貧困削減戦略において重視されている貧困指数の高い「ホ」国南西部において、MDGs(ミレニアム開発目標)セミナーを行い、同セミナーをきっかけとして、JICAがこれまで協力をおこなってきた西部地域において、人間の安全保障の観点から現地の課題解決のために有効な方策を模索し、現地在外専門調整員を雇用して西部地域の現状を把握すると共に現地関係者(市長やコミュニティーの代表、他ドナー現地プロジェクト関係者)との関係を形成し、現地の住民に直接裨益するプロジェクト形成を行った。形成したプロジェクト(案)については、JICAから中央政府に提示し、中央政府が同案件実施の必要性を認識した上で、2004年度に同案件の実施をホンジュラス政府から日本政府に対して要請した。

上位目標 市連合会および構成市の能力が強化され、社会インフラ整備事業が自立発展的に社会的コンセンサスを得て、形成、実施、運営、維持管理される

プロジェクト目標 イギー市連合会および構成市において、社会インフラ整備事業を適切に社会的コンセンサスが得られ、形成、実施、運営、維持管理できる適切なモデルが形成される

1. 市連合会構成市およびコミュニティーの開発現状および問題点が把握され、分析される

成果

2. DOCP事業の資金管理、運営管理が改善される
3. PEC事業の実施から得られた結果を分析し、PEC事業に関する課題、有効な方法が把握される
4. PEM事業の実施から得られた結果を分析し、PEM事業に関する課題、有効な方法が把握される
5. DOCP事業の実施を通じて、市連合会および構成市の職員、コミュニティの能力強化がはかれる(社会的合意、施工管理、サービス、資金管理)
6. DOCP事業の経験が確認され普及される

活動

- (1)コミュニティ、市における関係機関の連携強化
コミュニティや市において、関係機関の参加を基に、プロジェクトの計画、実施、成果について、共有、検討する機会(場)を促進する
- (2)市の開発事業のニーズ把握
15の構成市から6つの市を選び、ベースライン調査を実施する。
- (3)DOCP事業資金の効率的な運用に関する調査、提案
 - ・DOCP事業の信託基金(FIDEICOMISO)の管理過程、規則が分析される
 - ・DOCP信託基金のプロセスに対して、提案がなされる
 - ・DOCP事業の資金を効率的に活用するための行政、会計、予算管理のプロセスを改善する目的で、市町村に対する支援が提案される
 - ・市連合会、市の支援ユニットの能力強化のための研修内容、スケジュールが計画される
- (4)PEC、PEM事業の問題分析
 - ・実施されたPEC、PEM事業の現状、問題分析を行なう
 - ・調査結果を取りまとめ、マニュアル案を作成し、マニュアル案の事業への適用、検証、修正をおこなう
- (5)市連合会、市職員に対する研修実施
 - ・市連合会の支援ユニット、市職員に対する研修計画を立案、実施する。
 - ・市連合会の支援ユニット、市職員によるコミュニティへの研修のメカニズムを形成する
 - ・コミュニティへの研修のモニタリングにより、マニュアル案の検証、修正をおこなう
- (6)プロジェクトの経験を総括
 - ・プロジェクト実施を通じて得られた経験、教訓が取りまとめられ、システム化する

投入

日本側投入

- (1)専門家派遣:(長期)2名/年 チーフアドバイザー、業務調整
(短期)4名/年 必要に応じて
- (2)機材:車輛、OA機器他
- (3)その他:技術交換事業等

相手国側投入

- (1)カウンターパートの配置、施設・土地の提供

外部条件

- ・地方自治体と住民および関係機関(市長連合会、内務司法省他)とのネットワークが構築・維持される
- ・DOCP事業を継続する政策が維持され、地方自治体の開発事業が政治的に悪影響を受けない
- ・市連合会および構成市において、組織体系が整備され、必要性に応じた職員数が確保される
- ・構成市の自主財源が増加し、財政の透明性が確保される
- ・プロジェクト実施から得られた知見・経験が普及される

実施体制

(1)現地実施体制

- ・長期専門家 2名(チーフアドバイザー、業務調整)
- ・短期専門家 1名(能力開発)
- ・ローカルコンサルタント

(2)国内支援体制

グアテマラ・ホンジュラス国内支援委員会

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

本プロジェクトは、ODA大綱における基本方針であるMDGs支援、各国PRSP支援、人間の安全保障の視点に立ち、能力開発・エンパワメントを重視し、協力の成果が地域およびその住民に届く貧困削減支援プロジェクトである。また、JICAのホンジュラス国別事業実施計画では、重点事項である「地方における貧困対策」に合致する。西部地域において、「シャーガス病対策プロジェクト」及び「地方女性のための小規模起業支援プロジェクト」を実施中である。

(2)他ドナー等の 援助活動

「ホ」国では、2001年10月貧困削減戦略書(PRSP)を策定し、総人口650万人の66%に達する貧困層を2015年までに24%削減する計画で2002年より実施に移している。特にプロジェクト対象地域である西部は貧困度が高く、UNDPの人間開発報告書(2003年度版)の開発指数によれば「ホ」国18県の中でレンピーラ県は最下位(県平均0.463)、コパン県は16位(県平均0.556)であり、政府はこれら2県を含む西部地域に優先的に投資し、開発を急ぐ政策を採っている。また「ホ」国政府は、PRSPの効果的実施のためには地方行政組織及び住民の直接的参加が重要との判断から、国家計画として「地域開発プログラム(PRODDEL)」を策定・実施するとともに、地方分権化を進める意向を有しており、この中で市町村は、それぞれ開発戦略及び年間実行計画を作成し、政府からその承認を受けた後、政府から開発資金を得ることになる。かかる政策の効果的な実施には、地方自治体強化が不可欠であり、政府はドナー社会に対し同分野での協力を要請している。



技術協力プロジェクト

2011年04月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和) 地方女性のための小規模起業支援プロジェクト その2 (英) The Project for Promotion of Self Management Enterprises of Women in Rural Area
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
署名日(実施合意)	2003年10月23日
協力期間	2003年11月01日 ～ 2008年10月30日
延長終了日	2009年06月 30日
フォローアップ期間	2009年2月 上旬 ～ 2009年6月 下旬
相手国機関名	(和) 家族支援計画(PRAF)
相手国機関名	(英) PROGRAMA DE ASIGNACION FAMILIAR

プロジェクト概要

背景	本プロジェクトは貧困女性が地域リソースを活用した小規模事業を起業・運営できるようになることを目的に、当初3年間の予定で2003年11月から開始され、2006年7月に終了時評価が実施された。この終了時評価では、プロジェクト目標が概ね達成されると評価する一方で、自立発展性を高めるために、女性の小規模企業グループへの継続支援とガイドライン及びマニュアル等の策定が必要であるとされた。これを踏まえ、2006年11月～2007年10月の1年間にわたりガイドライン及びマニュアルの精緻化及び継続支援を目的に延長を行った。 次いで2007年10月に運営指導調査団を派遣し、延長期間の本プロジェクトの進捗を確認したところ、自立発展性をより確実なものとするためには、プロジェクトを通じ形成した地方の小規模女性グループの起業支援モデル(＝開発モデル)の一般化が必要とされた。これから、2007年11月～2008年10月の1年間の再延長を行い、この2008年10月にプロジェクトが終了したところである。 上記のように、2年間に渡りプロジェクトが延長されプロジェクト全体期間が5年間となったのに対し、前回の終了時評価では2年半の活動の評価を行っただけである。このため、プロジェクト全体期間の評価を的確に行い、残された課題やフォローアップすべき事項を明確化するため、第二回終了時評価を実施する。また、MEMプロジェクト実施機関であるPRAFからは既に個別専門家の要請が提出されているため、この取り扱いについても本調査の結果をもとに検討を行う。
上位目標	1. 対象社会の人々のエンパワーメントが達成される。 2. 同様のアプローチが他地域で実施される。
プロジェクト目標	貧困女性の職業能力向上及びカウンターパート機関の能力向上を通じ、プロジェクトサイトで貧困女性が地域のリソースを活用した小規模事業を起業・運営できるようになる。
成果	0. 明確になった条件を基にプロジェクトサイトが選定される。 1. 小規模起業のビジョンを持った女性受益者グループが組織され、実施計画が定められる。

- 2.女性受益者が自立的な小規模事業の起業・運営に必要な知識及び技術を身につける。
- 3.起業に必要な機材が準備される
- 4.女性グループが起業・運営を始める。
- 5.カウンターパートをはじめとした小規模事業を支援する関連機関および人材の能力が強化される。
- 6.将来のプロジェクトに実施される目的で本プロジェクトのプロセスと経験が蓄積される

活動

- 0-1 PRAFが実施している小規模支援事業を把握する。
- 0-2 プロジェクトサイト候補のコミュニティ分析調査、市場分析を実施する。
- 0-3 プロジェクトサイト県の機関の活動内容を把握し、協力の可能性を検討する。
- 1-1 女性受益者の組織形成・強化のための啓発活動及び必要な情報提供を行う。
- 1-2 生産業種を決定するためのワークショップを実施する。
- 1-3 女性受益者が起業計画を策定するためにワークショップを実施する。
- 2-1 各グループのニーズに基づいた研修計画を策定する。
- 2-2 小規模事業のための職業技術訓練を実施する。
- 2-3 小規模事業運営の訓練及び助言を行う。(運営管理方法、法的手続き、流通経路)
- 2-4 女性受益者が小規模事業発展計画を策定するためにワークショップを実施する。
- 2-5 小規模事業に対する助言サービスを実施する。
- 3 小規模事業に機材の貸与を行い、機材に関する指導・助言を行う。
- 4-1 小規模起業にあたり、製造、販売に必要な支援を行う。
- 4-2 地域特性に応じたエンパワーメント指標が適用される。
- 5 女性グループの形成・強化のための研修を行う。(小規模事業を支援する関連機関および人材を対象)
- 6-1 プロジェクトサイトの各活動のモニタリングとフォローアップを行う。
- 6-2 ガイドライン、プロジェクトの成功例と失敗例の事例集を作成する。

投入

日本側投入

- 1) 専門家:
長期 3名/年
短期 数名/年
- 2) 現地業務費(現地コンサルタント・NGO備上費、現
- 3) 機材供与(訓練用機材、専門家移動車輛等)

相手国側投入

- 1) C/P:家族支援計画庁(PRAF) 3名(プロジェクトマネージャー含む)
- 国立職業訓練庁(INFOP) 1名
- 2) ローカルコスト負担
- 3) 執務場所
- 4) 管理要員(秘書、運転手)
- 5) オフィス備品、オートバイ等
- 6) マイクロファイナンス資金



技術協力プロジェクト

2011年04月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和) 地方女性のための小規模起業支援プロジェクト (英) Promotion of Self-management Enterprises of Women in Rural Areas in Honduras
対象国名	ホンジュラス
分野課題1	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	ホンジュラス その他プログラム
プロジェクトサイト	コパン県、レンピーラ県
署名日(実施合意)	2003年11月01日
協力期間	2003年11月01日 ~ 2008年10月31日
延長終了日	2008年10月 31日
相手国機関名	(和) 家族支援計画(PRAF)
相手国機関名	(英) PROGRAMA DE ASIGNACION FAMILIAR

プロジェクト概要

背景

ホンジュラス国は中南米諸国の中でも最貧困国の一つであり、総人口の約49%が極度の貧困状態にあると言われている。こうした状況に加え、1998年11月に同国を襲ったハリケーン・ミッチにより、人口の3分の1にあたる220万人が被災し、同国に壊滅的な打撃を与えた。「ホ」国政府は、1999年4月に国家再建マスタープラン作成し復興に努めるとともに、同国の最重点課題である貧困削減に向けた取り組みに力を注ぎ、2001年10月には貧困削減戦略ペーパー(PRSP)を策定した。同PRSPでは、同国の貧困層の多くが社会的弱者層(女性、子供、失業者等)であることに鑑み、「特定グループへの社会的保護」として社会的弱者支援を重要課題の1つに掲げている。この中で「ホ」国政府は、中長期的に収入向上に効果のある小規模起業に着目し、貧困女性を対象とした小規模起業を支援するプロジェクトを我が国に対し要請してきた。これに対し我が国は、社会的弱者の生活向上を目的として全国13県80箇所以上のサイトでプロジェクトを実施している大統領府直轄機関である「家族支援計画」(PRAF)を本プロジェクトのカウンターパート機関とするとともに、職業訓練分野で長年の経験を持つ職業訓練庁(INFOP)を講師派遣等を行う協力機関とすることで合意した。本プロジェクトでは、現在PRAFが実施している貧困女性を対象とした小規模起業支援事業(Di-Mujer)を通じ、モデルサイトにおいて貧困女性が地域のリソースを活用した小規模事業を起業・運営できるよう、コミュニティ分析、市場調査、各種訓練、および起業支援(マイクロファイナンス、起業後のアドバイス等)を行い、貧困層への直接裨益を目指すとともに、これら一連のプロセスを通じ、カウンターのパートナー機関のキャパシティビルディングを図り、プロジェクト終了後も「ホ」側で継続して貧困削減の取り組みがなされることを目指すものである。終了時評価調査(2006年8月)により、自立発展性の確保のため、16のグループのうち、9グループについて継続支援が必要であり、2006年11月～2007年10月まで、プロジェクトが延長された。また、運営指導調査(2007年10月)の結果、モデルサイトでのプロジェクトの活動をPRAFが継続して、また他地域で実施するために、普及モデルの作成に係る協力を継続して行っていくことが必要であり、2008年10月までプロジェクトが再延長された。

- 上位目標**
1. 対象社会の人々のエンパワーメントが達成される。
 2. 同様のアプローチが他地域で実施される。

プロジェクト目標 貧困女性の職業能力向上及びカウンターのパートナー機関の能力向上を通じ、プロジェクトサイトで

貧困女性が地域のリソースを活用した小規模事業を起業・運営できるようになる。

成果	0.明確になった条件を基にプロジェクトサイトが選定される。 1.小規模起業のビジョンを持った女性受益者グループが組織され、実施計画が定められる。 2.女性受益者が自立的な小規模事業の起業・運営に必要な知識及び技術を身につける。 3.起業に必要な機材が準備される 4.女性グループが起業・運営を始める。 5.カウンターパートをはじめとした小規模事業を支援する関連機関および人材の能力が強化される。 6.将来のプロジェクトに実施される目的で本プロジェクトのプロセスと経験が蓄積される
活動	0-1 PRAFが実施している小規模支援事業を把握する。 0-2 プロジェクトサイト候補のコミュニティ分析調査、市場分析を実施する。 0-3 プロジェクトサイト県の機関の活動内容を把握し、協力の可能性を検討する。 1-1 女性受益者の組織形成・強化のための啓発活動及び必要な情報提供を行う。 1-2 生産業種を決定するためのワークショップを実施する。 1-3 女性受益者が起業計画を策定するためにワークショップを実施する。 2-1 各グループのニーズに基づいた研修計画を策定する。 2-2 小規模事業のための職業技術訓練を実施する。 2-3 小規模事業運営の訓練及び助言を行う。(運営管理方法、法的手続き、流通経路) 2-4 女性受益者が小規模事業発展計画を策定するためにワークショップを実施する。 2-5 小規模事業に対する助言サービスを実施する。 3 小規模事業に機材の貸与を行い、機材に関する指導・助言を行う。 4-1 小規模起業にあたり、製造、販売に必要な支援を行う。 4-2 地域特性に応じたエンパワーメント指標が適用される。 5 女性グループの形成・強化のための研修を行う。(小規模事業を支援する関連機関および人材を対象) 6-1 プロジェクトサイトの各活動のモニタリングとフォローアップを行う。 6-2 ガイドライン、プロジェクトの成功例と失敗例の事例集を作成する。
投入	
日本側投入	1) 専門家 長期 3名/年 短期 数名/年 2) 現地業務費(現地コンサルタント・NGO備上費、現地適用化事業費等) 3) 機材供与(訓練用機材、専門家移動車輛等)
相手国側投入	1) C/P:家族支援計画庁(PRAF) 3名(プロジェクトマネージャー含む) 国立職業訓練庁(INFOP) 1名 2) ローカルコスト負担 3) 執務場所 4) 管理要員(秘書、運転手) 5) オフィス備品、オートバイ等 6) マイクロファイナンス資金
外部条件	1) カウンターパートが変更されない。 2) PRAFが地方事務所強化のための分権化を促進する。
実施体制	
(1)現地実施体制	先方実施機関:家族支援計画(PRAF)
(2)国内支援体制	特になし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	日本政府の見返り資金としてADRA(NGO)に対し、貧困層を対象としたマイクロファイナンスの融資を行った。
(2)他ドナー等の援助活動	スペイン政府がサンペドロスーラ市役所に貧困層・社会的弱者を対象としたマイクロファイナンスの技術協力を行った。またUNDP/フィンランド政府がラ・セイバ市役所に 貧困層のマイクロエンタープライズのための技術協力及び融資を実施した。本プロジェクトの実施機関PRAFに対しては、中米経済統合銀行(CABEI)がDi-Mujerに二度の融資を行った。